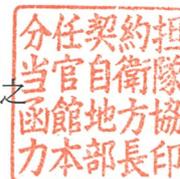


公 告

令和6年1月19日

分任契約担当官
自衛隊函館地方協力本部長
大 垣 雅 之



次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名・規格等

	件 名	規 格 等
Aグループ	自衛隊函館地方協力本部で使用する電気（電灯） 自衛隊函館地方協力本部で使用する電気（低圧）	仕様書のとおり
Bグループ	今金地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり
Cグループ	八雲地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり
Dグループ	松前地域事務所で使用する電気	仕様書のとおり

(2) 契約期間

令和6年4月1日00時00分～令和7年3月31日24時00分

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」（別紙第1）に該当しない者であること。
- (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」の「D」以上の等級を格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 電気事業法第2条の2に基づき小売電気事業の登録を受けているものであること。
- (7) 予算決算及び会計令第73条に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、入札適合条件を満たしている者であること。
- (8) 供給する電気の再可能エネルギー比率は問わない。

3 事前提出書類等

入札希望者は、次の書類を「〇〇で使用する電気に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について」（別紙第2）に添付し、令和6年2月9日（金）1700までに自衛隊函館地方協力本部に必着させること。

- (1) 資格審査結果通知書（写）
- (2) 小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類（写）
- (3) 適合証明書（別紙第3）（別紙第4に基づき採点されたもの）
- (4) 特定電源割当計画書（別紙第5）

- 4 入札及び契約条項を示す場所
自衛隊函館地方協力本部及び北部方面会計隊ホームページ
- 5 入札説明会について
実施しない。
- 6 競争入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 自衛隊函館地方協力本部応接室
 - (2) 日 時 令和6年2月14日(水)1000～
 - (3) その他 郵便入札の場合は、封筒を二重にして、グループ毎に内封筒へそれぞれ件名を記入して入札書を入れて封印し、「自衛隊函館地方協力本部で使用する電気ほか入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便(簡易書留可)にて、令和6年2月13日(火)17時までに自衛隊函館地方協力本部に必着させること。
- 7 保証金等に関する事項
 - (1) 入札保証金：免除(ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。)
 - (2) 契約保証金：免除(ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。)
- 8 入札の無効
 - (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札
 - (3) 入札金額が判別し難い入札
 - (4) 入札書(押印省略をした業者)の担当者氏名及び連絡先が記載されていない入札
 - (5) 入札書(押印省略をしない業者)の押印された印影が判別し難い入札
 - (6) 電報又はFAXによる入札
 - (7) 到着日時に遅れた郵便等による入札
 - (8) 宣誓した「暴力団排除に関する契約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- 9 入札書の記載
 - (1) 入札書に記載する金額は、A～Dグループそれぞれ、各社において設定する契約電力に対する単一の税込単価(基本料金単価)及び予定使用電力量に対する単価(電力量料金単価)(同一月においては単一のもので、小数点第2位までとする。)を根拠とし、あらかじめ官側が仕様書で掲示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額に記載すること。
 - (2) 落札決定は、契約期間に対する総価をもって落札決定の判断をし、契約電力に対する単一の税込単価及び予定使用電力量に対する税込単価(同一月においては、単一のもので、小数点第2位までとする。)により決定する。
 - (3) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、燃料油価格変動調整金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととする。

10 落札決定方式

A～Dグループそれぞれ、総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、A～Dグループそれぞれ契約書を作成する。

12 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、入札書下部等余白に「当社、私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- (5) 仕様書は、自衛隊函館地方協力本部又は北部方面会計隊ホームページにおいて配布する。
- (6) 契約期間満了後、契約期間中の再生可能エネルギー比率の実績を確認する証明書として、特定電源割当証明書（別紙第6）を提出すること。
- (7) 入札に関する事項の問合わせ先

ア 入札及び現場視認に関する事項

自衛隊函館地方協力本部総務課会計班 担当：岩城

電 話：0138-53-6241

FAX：0138-53-6242

イ 仕様書等に関する事項

自衛隊函館地方協力本部総務課管理班 担当：三浦

電 話：0138-53-6241

13 公告掲示場所及び期間

- (1) 公告掲示場所：函館商工会議所、北斗市商工会、陸上自衛隊函館駐屯地、
自衛隊函館地方協力本部ホームページ<https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/>
北部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/>
- (2) 掲示期間：令和6年1月19日（金）～ 令和6年2月14日（水）

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊函館地方協力本部長
大垣 雅之 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

「〇〇で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 資格審査結果通知書の写
- ② 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写
- ③ 適合証明書（別紙第3）（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ④ 特定電源割当計画書（別紙第5）

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

適合証明書

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

項 目	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ⑤ その他 ()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組みの有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供 の取組み		

① ~ ④ の合計点数	
-------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載し条件を満たすことを示す書類を添付すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、環境省が示す「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」により算出した値を記載し、記載内容を証明する書類を添付すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は同じ年度の実績値を使うものとする。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数

② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況

③ 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況

④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

以上4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.425未満	70
	0.425以上 0.450未満	65
	0.450以上 0.475未満	60
	0.475以上 0.500未満	55
	0.500以上 0.525未満	50
	0.525以上 0.550未満	45
	0.550以上 0.575未満	40
	0.575以上 0.600未満	35
	0.600以上 0.625未満	30
	0.625以上 0.650未満	25
	0.650以上 0.690未満	20
0.690以上	0	
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属紙を参照

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

3 その他

- (1) 上記は把握できる最新の状況が令和3年度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。

「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」の各用語の定義

用 語	定 義
① 令和3年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kwh)を令和3年度の供給電力量（需要端）(kwh)で除した数値</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）}}{\text{令和3年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

用語	定義
<p>③ 令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの。 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) ② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。) ③ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kw未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力については含まない。) 2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。 3 令和3年度の供給電力量(③)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針検診結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

分任契約担当官
自衛隊函館地方協力本部
本部長 〇〇 〇〇 殿

北海道〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

令和〇年度に以下のとおり〇〇〇〇に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転する計画がある。

1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 北海道〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kw

2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
省エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	北海道〇〇市〇〇	水力	
合計(kwh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	北海道〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
合計(kwh)					

総計(kwh)

※軽量作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

分任契約担当官
自衛隊函館地方協力本部
本部長 〇〇 〇〇 殿

北海道〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

〇年〇半期に以下のとおり〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

- 1 お客様情報
お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 北海道〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kw

- 2 供給期間
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kwh)【A】													
供給電力量 (kwh)【B】													
省エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
〇〇発電所	北海道〇〇市〇〇	水力	
		合計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	認証番号
〇〇発電所	北海道〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計(kwh)			

総計(kwh)

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 自衛隊函館地方協力本部で使用する電気（電灯）
- (2) 需要場所 自衛隊函館地方協力本部
北海道函館市広野町6番25号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流単相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 100V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 100V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）2. (I) にいう裾切り方式による。
- ② 予定契約電力 : 29kVA
- ③ 予定使用電力量 : 42, 112kWh
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)

(3) 使用期間

自令和6年4月1日0:00 から 至令和7年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計の諸元 : 電力需用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

北海道電力（株）の電柱20画56区31図24番39の70号柱より引込み

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ② その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量（本部電灯）

（単位：kWh）

年 月	予定使用電力量
令和6年 4月分	3,183
令和6年 5月分	3,098
令和6年 6月分	3,374
令和6年 7月分	3,315
令和6年 8月分	2,540
令和6年 9月分	3,361
令和6年 10月分	3,663
令和6年 11月分	3,804
令和6年 12月分	3,996
令和7年 1月分	3,957
令和7年 2月分	3,790
令和7年 3月分	4,031
計	42,112

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 自衛隊函館地方協力本部で使用する電気（低圧）
- (2) 需要場所 自衛隊函館地方協力本部
北海道函館市広野町6番25号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流三相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）2. (1)にいう裾切り方式による。
- ② 予定契約電力 : 12kW
- ③ 予定使用電力量 : 13, 141kWh
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)

(3) 使用期間

自令和6年4月1日0:00 から 至令和7年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計の諸元 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

北海道電力（株）の電柱20画56区31図24番39の70号柱より引込み

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ② その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量(本部低圧)

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量
令和6年 4月分	967
令和6年 5月分	910
令和6年 6月分	831
令和6年 7月分	1,222
令和6年 8月分	1,450
令和6年 9月分	1,107
令和6年 10月分	890
令和6年 11月分	984
令和6年 12月分	1,112
令和7年 1月分	1,306
令和7年 2月分	1,044
令和7年 3月分	1,318
計	13,141

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 今金地域事務所で使用する電気
- (2) 需要場所 今金地域事務所
北海道今金町字今金148番1号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流単相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 100V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 100V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）2. (1)にいう裾切り方式による。
- ② 予定契約電力 : 30A
- ③ 予定使用電力量 : 2,665kWh
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)

(3) 使用期間

自令和6年4月1日0:00 から 至令和7年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計の諸元 : 電力需用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

北海道電力（株）の電柱30画50区11図23番09の62号柱より引込み

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ② その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量（今金）

（単位：kWh）

年 月	予定使用電力量
令和6年 4月分	184
令和6年 5月分	232
令和6年 6月分	214
令和6年 7月分	230
令和6年 8月分	215
令和6年 9月分	218
令和6年 10月分	249
令和6年 11月分	221
令和6年 12月分	209
令和7年 1月分	206
令和7年 2月分	218
令和7年 3月分	269
計	2,665

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 八雲地域事務所で使用する電気
- (2) 需要場所 八雲地域事務所
北海道八雲町末広町111番地
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流単相2線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 100V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 100V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）2.(1)にいう裾切り方式による。
- ② 予定契約電力 : 30A
- ③ 予定使用電力量 : 2,161kWh
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)

(3) 使用期間

自令和6年4月1日0:00 から 至令和7年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計の諸元 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

北海道電力（株）の電柱30画32区01図36番45の72号柱より引込み

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ② その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量（八雲）

（単位：kWh）

年 月	予定使用電力量
令和6年 4月分	152
令和6年 5月分	180
令和6年 6月分	179
令和6年 7月分	222
令和6年 8月分	179
令和6年 9月分	184
令和6年 10月分	182
令和6年 11月分	195
令和6年 12月分	180
令和7年 1月分	158
令和7年 2月分	167
令和7年 3月分	183
計	2,161

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 松前地域事務所で使用する電気
- (2) 需要場所 松前地域事務所
北海道松前町字建石49番42号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流単相2線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 100V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 100V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 無

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 電力の調達に係る契約については、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）2. (1)にいう裾切り方式による。
- ② 予定契約電力 : 30A
- ③ 予定使用電力量 : 2,455 kWh
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。)

(3) 使用期間

自令和6年4月1日0:00 から 至令和7年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計の諸元 : 電力需給用複合計器（普通級）

(5) 需給地点

北海道電力（株）の電柱20画10区07図71番14の80号柱より引込み

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) その他

- ① フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ② その他この仕様書に定めのない事項については、別途当局職員の指示に従うものとする。

月別予定使用電力量（松前）

（単位：kWh）

年 月	予定使用電力量
令和6年 4月分	224
令和6年 5月分	145
令和6年 6月分	150
令和6年 7月分	146
令和6年 8月分	137
令和6年 9月分	148
令和6年 10月分	130
令和6年 11月分	185
令和6年 12月分	309
令和7年 1月分	326
令和7年 2月分	283
令和7年 3月分	272
計	2,455